

平成30年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成31年1月8日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時39分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

【出席職員】

教育次長 小椋 信也

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 野本 宏一

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 古内 久

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 金子 浩美

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

指導課長 久保 慎太郎

指導課担当課長 加藤 るみ子

指導課課長補佐 小嶋 健司

カリキュラムセンター担当課長 辰口 直美

カリキュラムセンター指導主事 米倉 雅実

カリキュラムセンター指導主事 鶴木 朋和

生涯学習推進課長 大島 直樹

生涯学習推進課担当課長 小林 栄一

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 中村 香

委員 岡田 弘

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、高橋委員が遅れて到着される予定でございますが、教育長及び在任委員の過半数である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【渡邊教育長】

次に、本日の会期でございますが、14時00分から14時30分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

11月の臨時会及び定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのようにいたします。

4 傍聴（傍聴者 2名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございます。本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可します。

5 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、議案第57号は、議会への報告案件で、意思決定過程にあるため、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとしてそのように決定いたします。

なお、議案第57号につきましては、議会での報告後は公開しても支障はないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名をいたします。

中村委員と岡田委員をお願いいたします。

7 議事事項 I

議案第56号 平成31年度使用高等学校教科用図書（追加）の採択について

【渡邊教育長】

それではまず、議事事項 I に入ります。

「議案第56号 平成31年度使用高等学校教科用図書（追加）の採択について」でございます。説明を指導課長をお願いいたします。

【久保指導課長】

それでは、議案第56号を御説明申し上げます。

「平成31年度使用高等学校教科用図書（追加）の採択について」でございます。

はじめに、追加採択の経緯についてでございますが、川崎市立川崎総合科学高等学校全日制課程第3学年において、平成31年度から、地理歴史科の日本史A、公民科の倫理及び政治経済を選択科目として新設することとなりましたが、本年度の教科書採択における手続きの過程におきまして、当該校から教科用図書選定審議会に報告する選定候補一覧に、当該科目の教科用図書が含まれていなかったことから、追加で採択を行う必要が生じたためでございます。

ここで、「資料1」の「フロー図②」をごらんください。追加採択に伴い、平成30年11月28日に、川崎市教科用図書選定審議会へ調査審議を諮問し、校内調査研究会、調査研究会及び校内採択候補検討委員会による調査研究を経て、12月7日に審議会からの答申を受けました。答申にあたりまして、審議会からは、答申の内容に関わる御意見等は特にございませんでした。

次に、「資料2」の「平成31年度使用教科用図書採択の観点 川崎市立川崎総合科学高等学校（全日制の過程）」をごらんください。こちらは、川崎総合科学高等学校全日制課程における学校目標や教育方針等に即し、各教科の「教科目標」や「育成したい資質能力」などを示したもので、前回の答申から変更はございません。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、議案書を1枚おめくりいただき、「平成31年度使用教科用図書追加採択候補一覧」をごらんください。こちらは、「校内調査研究会」で選定候補として調査研究した調査結果報告書及び、各学校で教科ごとに選任された教育で構成される「調査研究会」で作成した調査研究報告書をもとに、学校長を長とした「校内採択候補検討委員会」において作成されたものでございます。複数の教科用図書の中から、採択候補の教科用図書に丸印をつけたものとなっております。

丸印一つ目、地理歴史科日本史Aの山川出版「現代の日本史 改定版」につきましては、川崎高等学校定時制課程におきまして、平成31年度から使用する教科用図書として、既に採択しているものでございます。

丸印二つ目、公民科倫理の実教出版「高校倫理 新訂版」につきましては、幸高等学校全日制課程、高津高等学校定時制課程におきまして、同様に採択しているものでございます。

丸印三つ目、公民科政治経済の実教出版「高校政治・経済 新訂版」につきましては、幸高等学校全日制課程、橘高等学校全日制課程におきまして、同様に採択しているものでございます。

いずれの資料につきましても、教科用図書選定審議会で審議され、最終的に教育委員会において、高等学校で使用する教科用図書の追加採択を行うこととしております。

以上、議案第56号につきまして、御説明申し上げました。御審議のほどよろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

質問ではなくて要望なんですけど、やはりこういう追加漏れが起きたことについては、高校の校長会のほうにもお話はなさったと思うんですけど、学校だけに任さないで、例えばやはり今回の件

も来年3年になる子どもが、生徒が入学したときに変更を決めて説明会で説明されているわけですから、そういうものの、やはり委員会にもしっかり届けていただいて、そして委員会のほうもそのことを学校とあわせて、そういう漏れがないかどうかという声掛けができるような、そういう体制をとるということが必要かなと思うんですね。

人間やはり、2年も経てばうっかりというのは起きてもおかしくはありませんので、それを防ぐ仕組みという意味では、やはり学校任せにしないで、そういう2年後に変更するというを事前に届けていただく、そして、それをもとに採択があるときに学校に声掛けをすると、そういうようなことを、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

【渡邊教育長】

他の委員さんはいかがでしょう。

特によろしいでしょうか。

それでは、今、前田委員から御意見ありましたけれども、そういったことを踏まえて改善していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまの議案第56号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第56号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますよう、お願ひいたします。

<以下、非公開>

8 議事事項Ⅱ

議案第57号 教育文化会館及び労働会館の再編整備に関する基本構想（案）について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第57号 教育文化会館及び労働会館の再編整備に関する基本構想（案）について」で

ございます。説明を生涯学習推進課担当課長にお願いいたします。

【小林生涯学習推進課担当課長】

それでは、「議案第57号 教育文化会館及び労働会館の再編整備に関する基本構想（案）について」御説明させていただきます。

お手元の議案書が本編でございますが、概要で御説明させていただきますので、資料1をごらんください。

「これまでの経緯」でございますが、平成20年3月の「富士見周辺地区整備基本計画」では、教育文化会館及び県立川崎図書館の敷地に区役所と複合化することを想定していたところでございます。

その後、平成30年3月の川崎区における市民館機能のあり方において、「方向性を見直しのポイント」にございますように、教育文化会館は、建物及び設備の老朽化が著しい状況であることや、川崎区役所移転の緊急性の低下などにより、方向性を見直しを行い、川崎区における市民館の再整備にあたっては、労働会館の一部を改修し、労働会館内に移転することとしたものでございます。

次に、ページ右下の「市民意見の把握」につきましては、全4回のワークショップ形式の意見交換会で意見交換を行っていただくとともに、市民参加イベントでの参加者から意見募集などを行ってまいりました。

右側の2と3につきましては、教育文化会館及び労働会館のフロア構成と各室の利用率の状況でございます。

おめくりいただきまして、2ページ左側の「4 再編整備の方向性」の「再編整備の概要」でございますが、市民館機能については労働会館の1階から3階に移転し、移転後も継続して社会教育振興事業を実施するとともに、必要な会議室及び教養室を設置いたします。労働会館については、社会情勢や労働者を取り巻く環境の変化などを踏まえまして、ホール及び4階・5階に労働会館として必要な諸室を設置するものでございます。また、中ほど四角にございますが、移転後の建物につきましては、仮称ではございますが、川崎市民館・労働会館への移転に際しては、施設利用の活性化やスペースの有効活用のため、類似諸室の相互利用や共用施設の有効利用を図ってまいります。

次に、「再編整備のねらい」でございますが、利用者相互の交流の促進や、活動の活性化、また、地域・地区の核としての役割を担うことが期待されますとともに、施設の共通化などによる経費の縮減も見込むものでございます。

次に、「整備理念」につきましては、市民の皆様からいただいた御意見を参考に、「みんなが気軽に利用しやすい 活動と交流の拠点づくり」といたしました。今までよりも多様な人々が様々な目的で利用することを想定し、多くの方が快適に施設を使えるよう整備を行うものでございます。

右側の「基本的考え方」でございますが、5つの視点にまとめておりまして、視点1では、市民館と労働会館が同一の建物内にあるメリットを生かし、利用者の新たな活動を始めるきっかけ作りに寄与するとともに、利用者相互の新たな交流促進を図ってまいります。視点2では、市民が気軽に心地よく利用できる施設として、施設全体におけるユニバーサルデザインに配慮すると

ともに、明るく開放感がある施設を目指します。視点3では、限られたスペースを有効に使うことで、必要となる諸室の再検討や類似諸室の相互利用、共用施設の活用を図ってまいります。視点4につきましては、様々な活動を行いやすく、多様な活動を支える「場」となるよう取組を行ってまいります。視点5では、施設をスムーズに運営するために、制度やルールなどは可能な限り統一化するなど、わかりやすく使いやすい施設運営を目指すことなどでございます。

次に、「必要となる諸室・共用施設」でございますが、現在の施設構成や利用状況を踏まえまして、「共用施設の再編整備の考え方」につきましては、受付や管理事務所、フリースペースなど、施設全体として整備するほうが、より効果を期待できるものを中心に「共用施設」として位置付けて整備をいたします。

おめくりいただきまして、3ページの「諸室の再編整備の考え方」でございますが、一番左側に現在の教育文化会館の諸室名、中央に再編整備の考え方、右側に（仮称）川崎市民館での整備する諸室名を記載しております。

ホールにつきましては、カルッツかわさきへ機能を移転済でございます。

大会議室につきましては、同規模の会議室は構造上設置することはできませんが、現在の利用状況や再編整備後の継続した利用を考慮し、新たに体育室や音楽室を設置するとともに、講演会などでの利用は、労働会館ホールの活用も想定するものでございます。

会議室・談話室・学習室については、利用率の状況などを踏まえ、必要な諸室の設置を検討いたします。

教養室につきましては、実習室と美術工芸室を統合し、工作、美術、洋裁での利用を目的とした実習室を設置いたしますほか、他の諸室につきましても記載のとおり再編整備を行うものでございます。

右側にまいりまして、労働会館の再編整備の考え方でございます。ホールについては、今後も地域イベントなど幅広い利用が見込まれることから、引き続き設置いたします。また、現在、音楽室がリハーサル室の役割を担っていることから、新たにリハーサル室として整備し、リハーサルの利用がない場合は、音楽や軽運動での単独で利用できるものとし、特別会議室は、既存の充実した設備を生かしながら、多目的な利用方法を含めて引き続き検討を行います。会議室・研修室や交流室につきましては、現在の利用状況を踏まえ、会議や研修等の学習機能と懇親会等の交流機能をあわせた交流室・研修室の設置を検討します。工芸教室・洋裁手芸教室につきましては、学習機能と交流機能をあわせた交流室・研修室や同様な目的で利用可能な（仮称）川崎市民館の教養室の利用を想定しています。

おめくりいただきまして、4ページ、「配置の考え方」でございます。1階はホール、受付・管理事務所、体育室、フリースペース等を設置します。2階は会議室を中心とした多目的な利用に対応できるような諸室を設置します。3階は多様な活動に必要な整備機材を備えた教養室のフロアとし、実習室や茶室などを配置します。4階は特別会議室や懇親会等にも対応した研修室・交流室を設けます。5階は、健康学習室などでございます。

右下の「5 今後のスケジュールと課題」でございますが、安全性能の維持やユニバーサルデザインへの配慮、また、市民が利用しやすい施設運営などを引き続き検討を進めてまいります。今後のスケジュールにつきましては、平成31年度に再編整備に係る基本計画、平成32年度に実施設計を行い、平成33年度に改修工事を実施したうえで、34年度に供用開始を目指してま

います。なお、教育文化会館につきましては、平成33年度末まで利用を継続してまいります。

次に、資料2をごらんください。ただいま御説明いたしました「基本構想(案)」につきましては、パブリックコメントにより、市民から意見を募集いたします。期間は1月21日から2月19日までの30日間でございます。

パブリックコメント終了後、いただいた御意見等を参考としながら、3月の教育委員会において、「教育文化会館及び労働会館の再編整備に関する基本構想」の決定にかかる議案を付議させていただきます予定でございます。

説明は、以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明いただきました。何か御質問などございましたら、お願いいたします。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

いろいろ御検討いただきありがとうございました。

ユニバーサルデザインとか結構書かれているし、おっしゃっていたと思うんですけども、整備理念のところに「みんなが気軽に利用しやすい」と書かれていますが、よくユニバーサルの場合、「誰もが」という言い方をするんですけども。「みんな」というと、こちらから見た、ここにいる「みんな」というように、ある程度枠があるんですよね。「誰もが」というと、本当に誰もがということになるんですけども、ここを敢えて「みんな」にした意図とかはあるんでしょうか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

こちらの「みんなが気軽に利用しやすい」という言葉のほうは、意見交換会とかで出たものを、参加者からの御意見等をまとめたものでございまして、最終的には事務局のほうで作らせていただいた言葉なんですけれど、参加者の方から出た、多かった言葉を、それをちょっとまとめさせていただいたものでございます。

【中村委員】

今の主流でいくと、「誰もが」というほうがユニバーサルな言い方にはなるんですけども。

【渡邊教育長】

いろいろ、市民の皆さんからのお話の中でこういった言葉があったということで、それをもとにして作られたというようなことなんですね。社会教育的には「誰もが」のほうがあれなんでしょうかね。

【中村委員】

広くなりますね、「誰もが」と言ったほうが。多分、「みんな」も「誰もが」も同じように捉えている方も多いと思うんですけども、障害のある方も、健常者の方も誰でもということを使う

場合は、「誰もが」のほうがいいかもしれません。

【渡邊教育長】

資料の整備理念のところでも、下から4行目に、「いつでも誰でも立ち寄りたくなるような、気軽に利用しやすい」という言葉もありますから、多分趣旨は含まれてはいるんでしょうけど、一応御検討いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

前田委員、どうぞ。

【前田教育長職務代理者】

これは、要するにこちらをたたんで、向こうの労働会館に市民館と労働会館を併設するという基本構想なんです。

最初、私が読んだとき、ここを壊してつくるものかと勘違いしてしまったんですけど、そうではなくて。そうすると一つだけお聞きしたいのは、ここの教育会館の利用率で教育文化会館の大会議室が断トツで69%の利用率があって、定員300名ぐらいのこの大会議室は、私も非常に愛着があって何回もおじゃましたところですけど、これの内訳を利用されている人の内容を考えますと、こっちへ移ったときにホールの762名入るここで、この大会議室の利用者が活用できるのかと。それとも、大会議室の利用内容によっては、このホールでは無理なのか。何かスペースの関係で大きな会議室は作れないという御説明だったんですが、何かすごく気になったんですね。すごく、この300名の大会議室が、利用率が断トツに高いので、ここに移った場合に、この内容を利用の内容を詳細にあたっていただいて、それがこちらに移ったときに、そういう内容がどこで利用できるのかという、その点だけが気になりましたので、その辺ちょっとおわかりになるならば、お話しいただいて、もし詳細がわからなければ、そういう観点もちょっと留意していただけたらという希望です。

以上です。

【渡邊教育長】

今、資料はありますか。

現在の大会議室の利用がどのような形で行われているかというあたりを御説明いただければよろしいかと思うんですが。

【小林生涯学習推進課担当課長】

現在、大会議室で約5割が運動系の利用となっております。

また、大会議室で29年度に御利用いただいた行事のうち、50人未満の利用が326回、100人未満が402回ですね。こちらにつきましては、改修後の施設の中で、会議室で対応できるのではないかと考えております。

100人を超える利用が122回ございまして、うち16回が大ホールと一緒にお使いになっていたため、利用が100人以上となっているというような形になっているものが含まれます。

100人以上のうち、会議室、会議、講演、学習会での利用が68回で、音楽演奏が2回ござい

ました。こちらについては、労働会館ホールで対応できるのではないかなと考えております。

また、社交ダンスが12回、ジャズダンスや健康体操が24回ございましたが、こちらについてはカルッツかわさきの御利用で対応できるのではないかと考えているところでございます。

【前田教育長職務代理者】

ありがとうございました。ちょっと安心しました。

【渡邊教育長】

現在の大会議室を利用されている方は、新しい川崎市民館でも収容することができるという、そういうお考えですね。

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

今の教育文化会館が築約50年というふうなお話があると思うんですけど、労働会館は築何年なんですか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

36年になります。

【小原委員】

築36年ですか。

【中村委員】

12年しか変わらないんですね。

【小原委員】

築36年。まだ36年しかたっていない。一応それはあれですか、昭和56年の改築を基準にしてということですね。昭和56年の改築ってどんな改築だったんですか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

今の建物をつくった、建てたという形。その前は一旦全部潰して。

【小原委員】

潰して建て直し、改築というよりは建て直しという形になるんですか。

参考までに教えてほしいんですけど、これが当然耐震のところとかというのをやっているとは思うんですけど、何年耐用というか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

労働会館につきましては、耐震のほうは基準を満たしておりましたので、特に耐震改修等は行

っておりません。

【小原委員】

その先は、教育文化会館は約50年で老朽化という話だったんですけど、こちらの労働会館は何年で老朽化というふうに見込んでいるんですか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

川崎市では長寿命化して利用していくという方針がございまして、60年は使うという方針になってございます。

【小原委員】

60年。

今すぐどうのこうのではないけども、将来的にはもう一度また考え直さなきゃいけないときは来るという。

【小林生涯学習推進課担当課長】

今の時点で移転の改修とあわせて長寿命化の改修とかも一緒に行う予定でございまして、機能としては今の時点で取り入れれば、しばらく使えるというところでございます。

【小原委員】

わかりました。ありがとうございます。

【小林生涯学習推進課担当課長】

すみません。訂正させてください。今年に入りまして、37年経過、労働会館は建築から37年です。失礼しました。

【中村委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

1ページの労働会館の概況のところ、ロッカーというのが書いてあるんですけども。よく社会教育の場所がただの「貸し館」ではなくて、市民の「活動の場」となるためにはロッカーが必要だと言われているんですけども。もともと教育文化会館になかったから考えられていないのかもしれませんが、この労働会館のロッカーというのは、教育文化会館を利用している人たちも使えるようになるんですか。それとも、ロッカー自体がなくなっちゃうんでしょうか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

今、教育文化会館の中でも荷物を置かれているようなものはあります。あとは、労働会館のほうでも現在の利用者用のロッカーがございまして、ほかの市民館にもロッカーはございますので、他の施設との整合といいますか、同じような形でやりたいとは思っております。

【中村委員】

じゃあ、新しいところにもロッカーは設置されるということですか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

そうですね。ただ、今かなり部屋が豊富にありますので、それだけの大きさがとれるかどうかということは、また別の問題がございまして、ある程度ほかの市民館と同じぐらいの荷物を置けるようなロッカーにつきましては設置のほうを検討しております。

【中村委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

岡田委員と高橋委員はいかがですか、よろしいですか。

高橋委員。

【高橋委員】

先ほど前田委員が、一番最初に質問されていた、大会議室の利用状況がどうなるのかというのが一番懸念をしていた点で、もともと大会議室が300人で、例えば講演とか大人数の会合みたいなものはホールとか、あとカルッツかわさきのアクトスタジオ約200席とかっていうところも可能なのかなと思うんですけど、自分が利用者として考えた場合に、例えば200人ぐらいの何か講演会を想定しているんですけど、部屋が例えば、労働会館のほうでいくともっと人数が多いですね。700人。そうすると、200人ぐらいのお客さんなのに700人の場所でやるのって、やるほうとしてはすごく辛くて、スカスカの、会場がスカスカになるというのはすごくやり辛いので、やっぱり適正な大きさの場所があってほしいなという気持ちが、やるほうとしてあります。

この、カルッツかわさきのアクトスタジオ200席というのは、ちょっと場所がいまいよいよわかっていないんですけど、ここも講演会みたいなものとか、気軽に市民の人が借りれるようなものなんですか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

ちょうど、道路の反対側にある、昔、川崎市体育館があったところにできた建物でございまして、こちらのほうでこういったスペースがございまして、気軽に御利用いただける「ふれあいネット」から同じような教育文化会館とか労働会館と同じような、予約システムで予約ができるような形になります。

【高橋委員】

登録して借りる、今までと同じシステムで、例えば川崎区200人とか検索すると、今までは教育文化会館の大会議室が出ていたんだけど、代わりにカルッツかわさきの施設が出たりとか、あとは労働会館が新しくなれば労働会館の施設が案内されて、それを選べるという。

じゃあ、使っている方にとっての使い勝手はあまり変わらないと思ってよろしいですか。申し込むやり方とか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

申し込み方とかは全く同じです。

【高橋委員】

わかりました。あと、もう一つ教育文化会館を今まで使っていた方が労働会館や新しいカルッツを使うのにどれを使っていいかわからないというのを案内していただけるような、何かそういうサービスじゃないですけど、何かそういう支援はあったほうがいいのかなというふうには思うので、何か御検討いただければと思いました。

慣れていると、教育文化会館のあの大きさのあの会議室を借りたいと思っても、なくなっちゃうと、いざどうしていいかわからないから反対とか嫌な気持ちになるというのがあると思うので、じゃあこの大きさだったらこちらを借りますよというようなことがすぐにわかったり、案内していただければ利用者の方も安心して移られるのかなと思いました。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

新しく、新しくというか改修して部屋がまた形が変わるわけですね。労働会館は。これ、会議室はパーティションで切って、ですよ。場合によっては2つ使えるとか3つ使えるみたいな形ですよ。

【小林生涯学習推進課担当課長】

大きい会議室になるような部屋につきましては、真ん中に可動の間仕切りとかを入れるようなところで検討しております。

【小原委員】

2つの会議室とか3つの会議室が一遍に使えるようであれば、場合によっては多い人数でも対応可能なというふうには思っているのです。

【小林生涯学習推進課担当課長】

現在の施設の壁自体は耐震の関係で動かさないです。

【小原委員】

動かさないですよ。

【小林生涯学習推進課担当課長】

大きな部屋についてはパーティション、こういった可動の壁をつくって、それぞれの部屋を
使えるような形で検討しているような形です。

【小原委員】

参考までにちょっと教えてほしいんですけども、この本編のほうの24ページの中に書いて
いる、2階のところなんですけど、会議室で第4から倉庫まであるじゃないですか。第4、第5、
第6の交流室があって倉庫がある。例えばこれは、現状で壁がない状況なんじゃないですか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

それぞれの部屋の間は壁がございます。

【小原委員】

それはRCの壁です。

【小林生涯学習推進課担当課長】

RCの壁。

【小原委員】

ちょっと細かい話で申し訳ないんですけども、それは柱と梁に囲まれたラーメンの中の壁で
すか。それとも、単なる間仕切り壁ですか。

【小林生涯学習推進課担当課長】

雑壁ではなくて、一応構造の中で計算に入っているというふうには。構造計算の中に入ってい
るので抜くことができない壁です。

【小原委員】

そうですか。

後でいいんですけど、普通、構造計算の中に入ってくる壁だと、雑壁、ラーメンって梁と柱
で囲まれた中に入ってくる壁は耐震壁としてみなすことはあるんですけど、ラーメンの中に入っ
ていない壁を構造壁ってみなしているのかどうなのかだけ、ちょっと後で確認をお願いします
か。

【小林生涯学習推進課担当課長】

ラーメンの中に入っていない壁。

【小原委員】

要するに、柱と梁の間に中で構成されている壁なら耐震壁なんですけど、そうじゃない場所に入っているコンクリートの壁というのは、単なる雑壁で重量しか扱わないと思っているんですね。構造計算の中では。

それであれば、壁をなくすことによって、その壁がなくなることによって部屋の間仕切りが変わってくるというふうになるんですけど。

【小林生涯学習推進課担当課長】

それは、建築職の係長が現場を確認してまして、これは抜けない壁だというふうに聞いておりますので。

【小原委員】

そうですか。当時は。

わかりました、ありがとうございます。

【渡邊教育長】

それではよろしいでしょうか。

ただいまの議案第57号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第57号は原案のとおり可決いたします。

9 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

(14時39分 閉会)